福岡市男女共同参画
シンボルマーク

令和８年度　福岡市男女共同参画推進協議会

令和８年１０月１３日（火）　１３：２５～１３：３５
Ｗｅｂ会議

次　　第

福岡市男女共同参画基本計画の推進について

市民局

1　福岡市男女共同参画基本計画について

（1）計画の位置付け

「福岡市男女共同参画を推進する条例」第11条に規定する
男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めるもの。（計画期間：５年間）

参考：男女共同参画社会基本法

第14条第３項　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

参考：福岡市男女共同参画を推進する条例

第11条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定しなければならない。

（2）第４次基本計画　数値目標及び参考指標の状況

数値目標

・男女共同参画に関する市民意識

男女の固定的な役割分担意識の解消度

目標値：女性80%、男性80%　→現状値：**女性83.6%**　男性73.6%（R7年度）

初期値：女性76.5%　男性68.2%（R元年度）

・意思決定過程への女性の参画

審議会等委員への女性の参画率

目標値：40%　→現状値：**41.0%**（R7.8.1現在）　初期値：35.3%（R2年８月１日）

福岡市役所における女性管理職比率

目標値：20%　→現状値：**20.3%**（R7.5.1現在）　初期値：16.2%（R2年８月１日）

・民間企業関連指標

企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度

目標値：85%　→現状値：71.8%（R6年度）　初期値：74.7%（R元年度）

企業における女性管理職比率

目標値：15%　→現状値：**13.3%**（R6年度）　初期値：11.3%（R元年度）

参考指標

・男性の育児休業取得率

企業における男性の育児休業取得率

現状値：**48.7%**（R6年度）　初期値：5.1%（R元年度）

市役所における男性の育児休業取得率

現状値：**98.8%**（R7年度）　初期値：20.2%（R元年度）

（3）第４次基本計画　審議会評価（５年間の総合評価）

○**年代が上がるほど**男女の固定的な役割分担意識の**解消度が下がる傾向**にあり、意識啓発を行うにあたっては、その結果を踏まえた工夫が必要である。

○**ライフステージに応じた身近なテーマ**で、一層実効力のある取組みを推進していく必要がある。

○安心してＤＶ被害について相談できる**窓口の周知**に加え、**被害者に寄り添った支援**を引き続き行っていくことが必要である。

○共働き・共育ての推進や取得期間の延伸を含めた男性の育児休業の取得促進など、男女が**ともに家事・育児等に参画しながらキャリア形成と両立可能な働き方**を選択できる環境整備を進める必要がある。

○働く場における**男性中心の意識・慣行は未だ解消されておらず**、女性活躍推進に向けたさらなる取組みが求められる。

○地域における諸団体の長への女性就任率は引き続き低い水準にあり、**女性リーダー育成の取組み**を進めていただきたい。

2　福岡市男女共同参画基本計画（第５次）について

（１）計画期間

令和８年度～令和12年度まで（５年間）

（２）目指す姿

性別にかかわりなく個性と能力を十分に
発揮できる男女共同参画社会

（３）個別計画

〇福岡市配偶者等からの暴力の防止及び
　被害者の保護に関する基本計画（第４次）

〇福岡市女性支援基本計画 新

〇福岡市働く女性の活躍推進計画（第３次）



（４）基本目標・施策の方向

基本目標１

あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会



- ○男女平等教育の推進
- ○男女共同参画にかかる啓発・学習の全市的展開 【重点】
- ○地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 【重点】
- ○男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 【重点】
- ○国際理解・交流の推進
- ○生涯にわたる健康支援
- ○性の多様性が尊重される環境づくり

基本目標2

あらゆる暴力が根絶された社会



- ○配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 【重点】
- ○セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止

新

基本目標3

女性が安心して暮らせる社会



- ○安心して相談できる体制の充実　【重点】
- ○安全確保への取組みの充実
- ○回復と生活の安定に向けた切れ目のない支援の充実
- ○多様な主体との連携による支援の推進　【重点】
- ○女性の支援につながる教育・啓発・人材育成の推進　【重点】

基本目標４

仕事と生活の調和が実現した社会



- ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進　【重点】
- ○子育て・介護支援の充実

基本目標５

性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会



○働く場における女性活躍推進の支援 【重点】

○女性の就業・起業支援 【重点】

基本目標６

あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

○市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 【重点】

○地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 【重点】



（５）成果指標

基本目標	項　目	目標値（令和12年度）	現状値
1	男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合	85%	R7 79.3%
2	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 いずれかの相談窓口を知っている人の割合	90%	79.0%
	中高生の「デートDV」についての認知度 デートDVについて「言葉を知っている」と回答した中高生の割合	中学生 50% 高校生世代 90%	R5 中学生 46.2% 高校生世代 84.2%
3	女性支援の機関・団体職員研修における理解度	100%	―
4	ワーク・ライフ・バランス推進制度導入事業所の割合	85%	R6 79.1%
	事業所における男性の育児休業取得率	85%	R6 48.7%
5	事業所における女性管理職比率	18%	R6 13.3%
6	福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40%～60%	39.9%
	福岡市役所における女性管理職比率	28%	R8 21.1%

3　各局区への依頼事項

（１）施策への反映



○**男女共同参画の視点のあらゆる施策への反映、**
特に、本計画の**「重点的に取り組む施策」の積極的な推進**についてご協力をお願いいたします。

（２）審議会等委員への女性の参画促進、生成AIを活用した広報での配慮

○審議会の委員改選にあたっては、**幅広い分野からの女性登用**をお願いいたします。

○**生成ＡＩ**が、固定的性別役割分担を思わせるイラストや文章を生成する場合があります。

（例：イラスト生成で「医師は男性、看護師は女性」、文章生成で「家事や育児に忙しいお母さん」など）。

活用の際は男女共同参画の視点でチェックをお願いします。

審議会等委員への女性の参画状況

（令和8年8月1日現在）

所管	名　　称	委員数（人）	女性数（人）	参画率（%）
総務企画局	行政不服審査会	6	3	50.0
	政治倫理審査会	11	6	54.5
	情報公開審査会	7	3	42.9
	個人情報保護審議会	11	5	45.5
	総合計画審議会	26	10	38.5
	特別職報酬等審議会	10	4	40.0
	公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0
	公務災害補償等審査会　※1	－	－	－
	福岡市職員公務員倫理審査会	5	3	60.0
財政局	土地利用審査会　※1	－	－	－
市民局	町界町名整理審議会	17	9	52.9
	市民公益活動推進審議会	7	3	42.9
	交通安全対策会議	31	6	19.4
	迷惑駐車防止審議会　※1	－	－	－
	防災会議	49	7	14.3
	国民保護協議会　※1	－	－	－
	消費生活審議会	15	6	40.0
	男女共同参画審議会	17	8	47.1
	スポーツ推進審議会	14	8	57.1
こども未来局	こども・子育て審議会	41	17	41.5
	いじめ問題再調査委員会	4	2	50.0
福祉局	保健福祉審議会	34	18	52.9
	民生委員推薦会	14	6	42.9
	医療扶助審議会　※1	－	－	－
	障がい者等地域生活支援協議会	21	12	57.1
	障がい者差別解消推進会議	26	13	50.0
	障がい者差別解消審査会　※1	－	－	－
	福岡市災害弔慰金等支給審査委員会　※1	－	－	－
保健医療局	食育推進会議	26	9	34.6
	国民健康保険運営協議会	20	10	50.0
	病院事業運営審議会	14	5	35.7
	保健所運営協議会	15	7	46.7
	地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会	5	2	40.0
環境局	環境審議会	26	11	42.3
	環境影響評価審査会	18	8	44.4
経済観光文化局	中小企業振興審議会	16	7	43.8
	文化財保護審議会	16	6	37.5
	美術館協議会	13	6	46.2
	博物館協議会	16	7	43.8
	屋台選定委員会	10	3	30.0
農林水産局	農林業振興審議会	22	7	31.8
	水産業振興審議会	23	5	21.7
	博多漁港管理会	12	2	16.7
	中央卸売市場開設運営協議会　※1	－	－	－
	中央卸売市場市場取引委員会　※1	－	－	－
住宅都市みどり局	都市景観審議会	18	7	38.9
	屋外広告物審議会	18	6	33.3
	国土利用計画審議会　※1	－	－	－
	都市計画審議会	27	7	25.9
	住宅審議会	20	7	35.0
	建築審査会	7	3	42.9
	中高層建築物建築紛争調停委員会	6	3	50.0
	開発審査会	7	4	57.1
	盛土等審議会	5	2	40.0
	地域公共交通会議	11	2	18.2
	福岡市地域公共交通計画協議会	13	1	7.7
	空家等審議会	7	3	42.9
港湾空港局	博多港地方港湾審議会　※3	－	－	－
	博多湾水産資源影響調査審議会　※1	－	－	－
教育委員会	福岡市立学校通学区域審議会	19	7	36.8
	福岡市立学校給食ｾﾝﾀｰ運営委員会	11	7	63.6
	福岡空港関係教育対策協議会　※1	－	－	－
	福岡市教科用図書調査研究委員会　※2	－	－	－
	福岡市社会教育委員	19	11	57.9
	福岡市総合図書館運営審議会	14	9	64.3
	福岡市いじめ防止対策推進委員会	7	4	57.1
	市民ｾﾝﾀｰ運営審議会（各区）	44	20	45.5
40%を達成している審議会等の割合		**53**	**36**	**67.9**
計（52組織）		**875**	**349**	**39.9**

：女性の参画率40%未満

審議会等の定義

地方自治法第138条の４第３項に基づき設置される附属機関をいう。

（参考）地方自治法第138条の４第３項
　普通地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

審議会等委員への女性の参画状況確認の対象となる審議会等

上記定義に基づく附属機関のうち、以下を除き、参画状況確認の対象としている。
※1　長期（直近3年間）開催実績なし　…11
※2　令和8年8月1日現在委員未選任　…1
※3　開催予定なし　…1
※4　市の政策・方針決定過程に係る業務でない …7（表中記載なし）
　　（個別案件の審査・判定のために設置され、市の政策・方針決定に係る意思決定を行わない審議会等）